

## 自動車環境管理計画書制度等改正に係る検討会設置要綱

(制定) 令和3年5月31日 3環改車第124号

(改正) 令和7年9月29日 7環改車第339号

### (設置目的)

第1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第28条に基づく自動車環境管理計画書制度の第5期計画期間(令和4年度から令和8年度)の終了及び同条例第35条に基づく低公害・低燃費車の導入義務制度の達成期限(令和8年度末)終了に伴い、第6期自動車環境管理計画書制度等における制度のあり方等について専門的な見地から検討するため、自動車環境管理計画書制度等改正に係る検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 自動車環境管理計画書制度及び東京都自動車環境管理指針に関すること
- (2) 特定低公害・低燃費車等の導入義務制度に関すること
- (3) その他必要な事項

### (構成)

第3 検討会は、学識経験等のうちから環境局環境改善部長が委嘱する委員により構成する。

- 2 環境局環境改善部長は、必要があると認めるときは、検討会に臨時委員を置くことができる。
- 3 環境局環境改善部長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

### (任期)

第4 委員の任期は、承諾の日から令和9年3月31日までとし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (座長)

第5 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員が互選する。
- 3 座長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故がある場合は、座長が指定する者がその職務を代理する。

(招集)

第6 検討会は、環境局環境改善部長が招集する。

(会議の公開)

第7 検討会は、公開とする。ただし、座長が公開を不相当と認めるときはこの限りではない。

(議事録及び会議資料)

第8 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 作成した議事録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、座長が公開を不相当と認めるときはこの限りではない。

(庶務)

第9 検討会の庶務は、環境局環境改善部自動車環境課において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月29日から施行する。